

《介護支援専門員意見書記入方法》

(別紙 1) 介護支援専門員意見書の提出によって、評価を行います。下記を参照のうえで介護支援専門員意見書の記載をお願いいたします。

提出された意見書がいつの時点のものかを分かりやすくするために、「初回」か「再提出(年月日)」を記入してください。

入所希望者の全体像の把握のために、申込時の ADL 等の状態を記載してください。認知症等の問題行動等、介護の手間が分かるように具体的に記載をお願いいたします。

※ 介護保険有効期間が終了時には(別紙 1) 介護支援専門員意見書の提出をお願いします。(事前に担当者から連絡させていただきます)

(別紙 1) 介護支援専門員意見書の内容で点数化します。

(別紙 2) 要介護 1 又は 2 の方が特例入所希望で申込みをする場合に、申込者に記入してもらってください。

【作成上の留意事項】

1 本人の状況

『要介護度』 『要介護度有効期間』を記載してください。

『認知症による不適応行動』については以下の事に留意して判断してください。

認定調査における問題行動に関する調査項目のうち、

- ・「夜間不眠や昼夜が逆転している」
- ・「家に帰る等と言い落ち着きがない」
- ・「ひとりで外に出たがり目が離せない」
- ・「火の不始末や火元の管理ができない」
- ・「ろう便行為等の不潔行動がある」
- ・「異食行為がある」
- ・その他の問題行動等

上記に関する項目に、「ある」または「ときどきある」が1つ以上ある場合で、以下の発生頻度を目安として判断してください。

『多い』・・・毎日ある、または週に1～2回以上ある。

『少しあり』・・・月に1～2回程度ある。

2 在宅サービスの利用度

サービス利用表別表に基づく支給限度額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数 ÷ 区分支給限度基準額単位数 × 100)

算定の期間については概ね3ヶ月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「特定施設入所者生活介」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「福祉用具貸与」

※ 現在、対象者が入院等により在宅生活をしていない場合。

入院等が最近の場合は、入院等の前の状況で判断してください。

入院等が長期になっている場合は、在宅に帰った場合に必要と思われる利用状況で判断してください。

3 主たる介護者・家族の状況

①-1 世帯の状況

・申込書で分かることですが、世帯区分を確認するために記入をしてください。

・養護老人ホーム・グループホーム・有料老人ホーム・ケアハウス等に入所によって独居となった場合は、入所前の状況で判断してください。

①-2 主たる介護者の年齢・続き柄

主に介護を行っている人で記入してください。

② 介護者の障がい・病气療養の状況及び就労の状況

療養とは、介護者本人が日常生活を営むのに困難さがある場合とし、詳細に状況を記入してください。

以下のような目安で介護者の状況を判断してください。

『介護は困難』

介護者が要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などの ADL 全般の援助、介護が困難で、介護サービスを利用して行っている場合。

『多少は介護可能』

介護サービスを利用しながら、介護者が身体状態等で状況的に可能であれば、自宅で要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などの ADL の援助、介護を行っている場合。

『介護は可能』

介護サービスを利用しながら、要介護者が自宅に居る時は介護者が ADL 全般の援助、介護が可能な場合。

『なし』

要介護者の必要に応じ、排泄、入浴、移動、着替え、食事などの ADL 全般の援助、介護ができる。

- ※ 就労による介護の困難さについては、職種、勤務形態、勤務時間等を詳細に記載してください。
- ※ 『その他』は、高齢者のみの世帯等または、介護者がいても介護を行っていない状況の場合、介護者が介護を行っているつもりだが、介護支援専門員から見て介護は不適切と判断する場合など、介護の困難さを選択し、状況を具体的に記述してください。

③ 介護者の育児参加・看病（複数介護）

介護者が、子供や孫などの育児に参加し、世話をしている状況を記入してください。また、その対象が、同居家族以外の方であれば、（ ）内にその状況を記述してください。

家族に病気療養中や介護状態の方がいて、定期的な通院や入院治療の繰り返し、日常的な介護など、複数の介護を行わざるを得ない状況について特記事項に記述してください。

以下のような目安で判断してください。

『常時育児・看病』

同居、別居の場合共に・・・概ね週 4 日程度以上で 1 日の目安は 4 時間程度以上。

『半日育児・看病』

同居、別居の場合共に・・・概ね週 4 日程度で 1 日の目安は 4 時間程度。

『臨時育児・看病』

同居、別居の場合共に・・・概ね週1～3日程度で1日の目安は2時間程度。

『なし』

④ 他の同居介護補助者の有無（副介護者）（未成年者は含まない）

同居介護補助者（副介護者）が「あり」「なし」の評価を行います。同居家族が居る場合は介護協力がなくても、『なし』とするのではなく『ほとんどなし』とし、介護補助者の有無で判断してください。

『あり』の場合（成人の同居者） ※1日当たりの目安は2時間程度以上とする

『ほとんどなし』・・・同居者はいても介護協力がいない場合。

『随時あり』・・・週1～3日程度。

『常時あり』・・・週4日程度以上。

『いない』の場合・・・単身生活者及び要介護者と介護者のみの世帯

⑤ 別居介護協力者の有無

別居の介護協力者の「あり」「なし」の評価を行います。別居の子供等について介護協力がいないため「なし」とするのではなく、別居していても親子関係が成立していれば、介護協力者として評価をしてください。その他、子供以外の別居介護協力者については、続柄と内容を記述してください。

『あり』の場合

『ほとんどなし』・・・子供がいてもほとんど介護協力がいない場合。

『随時あり』・・・週1～3日程度。

『常時あり』・・・週4日程度以上。

『なし』の場合

現在協力が得られていなく、今後も協力が全く見込めない場合など。

4 居住等の状況（待機場所）

申込み時点での居住地（待機場所）等の評価を行います。

申込み後待機場所に変更があった場合は速やかに連絡をお願いします。

5 特記事項

「介護負担感」など、在宅介護を行っているなかでの介護状況（介護される側、する側）の問題点について記述してください。

虐待などの問題について、入所に関する必要度・緊急性について、表現可能な具体的状況を記述してください。

入所理由での特別な事があれば記入してください。

- ※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院（入所）している申込者の評価基準算定は、原則として退院（退所）後に予想される状況で判断する。
- ※ 意見書を記入できる介護支援専門員がいない場合は、施設（病院）などの相談員・ソーシャルワーカーが記入できる。